

社会福祉法人円舞会役員等報酬等支給基準

(目的)

第1条 この基準は、役員等（理事、監事、評議員、評議員選任・解任委員）の報酬等の支給の基準について定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 常勤役員とは、この法人において継続かつ定期的に就業する理事長をいう。
- (2) 非常勤役員とは、常勤役員以外の役員をいう。
- (3) 報酬等とは報酬及び退職慰労金をいう。

(報酬等の支給)

第3条 役員等には、その勤務形態等に応じ、次の報酬等を支給する。

- (1) 常勤役員 以下に定める額

- ① 月額100万円
 - ② 理事会又は評議員会に出席した場合日額10,000円
 - ③ 退職慰労金（別表1に定める算式により算出される額）

- (2) 非常勤役員及び評議員 理事会又は評議員会に出席した場合日額10,000円
- (3) 評議員選任・解任委員 評議員選任・解任委員会に出席した場合日額10,000円

(報酬等の支給方法)

第4条 前条第1号①に定める報酬は、毎月末日（支給日が銀行休業日の場合は、前営業日）に銀行口座振替にて支給する。

第5条 前条第1号②、同条第2号、同条第3号に定める報酬は、3月に各年度分を一括して現金で支給する。ただし、理事長が必要と認める場合は、会議の都度、当日分を現金で支給することができる。

(退職慰労金の支給方法)

第6条 第3条第1号③に定める退職慰労金は任期の満了、辞任又は死亡により退職した後2か月以内に現金により本人に（死亡により退任した者の退職慰労金にあたっては、その遺族）支給する。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

[別表 1] 常勤の理事の退職慰労金算定式

最終報酬月額×在任年数×係数（功績倍率）

係数

役職名	係数（功績倍率）
理事長	3. 0
理事	2. 0

※上記在任年数は1か年単位とし、端数は切捨てとする。